

問

全国ネットのAテレビ放送局は、B暴力団組長らの協力を得て、その組長が構成員らに指示して、暴力団組事務所内で、被害者を脅迫し債権回収を迫る場면을撮影・録画した。

B暴力団関係者から、A局が脅迫現場を撮影・録画したとの情報を得たC県警は、差押許可状を得たうえで、A局が同局の報道番組内で脅迫現場の映像を放送する予定日の前日に、当該撮影・録画テープを押収するとともに、同テープの映像に基づき、B暴力団組長らを暴力行為等処罰法違反ならびに傷害罪の容疑で逮捕・勾留した。

本件に含まれる憲法上の問題について、撮影・録画テープの押収によって放送そのものに支障が生じた場合と、放送そのものには支障が生じなかった場合に分けて、それぞれ検討しなさい。

〈出題の趣旨〉

本問は、犯罪捜査のためになされた撮影・録画テープ（取材テープ）の押収による報道・取材の自由の規制に関する出題であり、憲法（基本的人権）における典型的な論点の一つである。

もちろん、本問の前提として、表現の自由・知る権利の憲法上の保障の程度や態様、表現の自由・知る権利と報道の自由・取材の自由との関係などについて、基本的な学説や判例（特に、最高裁判例）についての正確な知識を有していることが問われる。

そのうえで、表現の自由・知る権利の憲法上の保障の程度や態様、表現の自由・知る権利と報道の自由・取材の自由との関係、犯罪捜査のための取材テープの押収による報道の自由・取材の自由の規制の程度などの諸論点が一連の論理的な思考プロセスとして答案上に示されていることが必要である。

さらに、本問では、取材テープの押収によって放送そのものに支障が生じた場合と、撮影・録画テープの押収によって放送そのものには支障が生じなかった場合とで、犯罪捜査のための取材テープの押収によって規制される人権の種類、それぞれの人権の憲法上の保障の程度の差異、それぞれの人権に対する規制についての違憲審査基準等を適切に場合分けして検討することができるかどうかを最重要ポイントとなる。

〈主な論点・採点ポイント〉

1. 表現の自由・知る権利と報道の自由・取材の自由の関係

- (1) 表現の自由・知る権利の憲法上の保障の程度・態様
- (2) 表現の自由・知る権利と報道の自由・取材の自由の関係
- (3) 報道の自由と取材の自由の憲法上の保障の程度の差異

2.捜査のための取材テープの押収と報道の自由・取材の自由

(1)適正迅速な捜査遂行の必要性和報道・取材の自由の規制

(2) 捜査のための取材テープの押収と報道の自由・取材の自由の規制の程度

➤取材テープの押収⇒放送そのものに支障が生じた場合

➤取材テープの押収⇒放送そのものには支障が生じなかった場合